

就任にあたって



消防庁次長 山口英樹

7月31日付けで消防庁次長に就任いたしました山口です。

全国の消防職団員、自治体職員の皆さんには、7月豪雨、台風第10号など各種災害への対応、さらには、新型コロナウイルスへの対応に日夜御尽力いただいていることに心から感謝いたします。

今回で5回目の消防庁勤務となります。最初が救急救助課課長補佐（H8.6～9.9）として、阪神・淡路大震災を契機に発足した緊急消防援助隊などを担当し、その初出動となった蒲原沢土石流災害やエジプトビル倒壊現場への国際消防救助隊（IRT）の派遣などへの対応にあたりました。2回目は、防災課広域応援対策官（H14.9～15.4）として緊急消防援助隊の法制化を担当するとともに、十勝沖地震及び苫小牧タンク火災などへの対応に、3回目は、防災課長（H23.7～25.3）として東日本大震災を踏まえた自治体の防災体制の見直し、消防団員の安全対策などに取り組むとともに、紀伊半島で大きな被害をもたらした平成23年台風第12号などの対応にあたりました。4回目の総務課長（H27.4～28.6）のときには、平成27年関東・東北豪雨や熊本地震などが発生し、前職の内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付内閣審議官としては、国民保護法などを担当するとともに、北海道胆振東部地震、昨年の台風第15号・第19号、今年の7月豪雨の際には、官邸の危機管理センターで対応にあたっていました。いずれの職においても、全国の消防機関や自治体の皆さんに大変助けられ、これらの経験を通じて感じたことは、全国の消防に対する国民の皆さんの厚い信頼と期待の大きさです。

消防の広域応援については、昭和39年の新潟地震が契機となって消防庁長官の応援の求めの規定が設けられ、阪神・淡路大震災を経て緊急消防援助隊の仕組みが作られました。その後、幾多の災害で全国の消防隊により緊急消防援助隊として相互応援がなされています。消防は各種災害へのファーストレスポンドーとして、また、火災予防、消火、救助、救急のプロフェッショナルとして、国民の皆さんから厚い信頼を寄せられていると思います。全国各地の災害で活動されている消防職・団員の姿は、国民の皆さんにとって大変頼もしく映っていると思います。

戦後の地方制度・警察制度改革の中で、消防は警察から分離され、市町村の機関となり、消防法の制定による予防行政の導入（昭和23年）、救急業務の法制化（昭和38年）、救助業務の法的位置づけ（昭和61年）、救急救命士法の制定（平成3年）などを経てその役割が広がってきました。科学技術の発展や社会経済情勢の変化に対応し、国民ニーズに応じてきた結果だと思えます。今後もICTやIoTなどの科学技術の発展や激甚化する災害などに対応し、国民・住民の皆さんのニーズ、期待に応じていく必要があります。全国の消防機関、自治体の皆さんと一緒に取り組んでいければと考えています。どうぞよろしく願いいたします。